

令和4年度第3回和歌山地方最低賃金審議会

議事録

| | | | |
|--------------|---------------------------------------|------------------------|----------------------|
| 開催日時 開催場所 | 令和4年8月5日(金) 和歌山労働局6階会議室 | 午後2時20分から 午後2時59分まで | |
| 出席状況 | 公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員 | 出席5名 出席5名 出席5名 | 定数5名 定数5名 定数5名 |

○富山会長

ただ今から、第3回和歌山地方最低賃金審議会を開催いたします。

マスコミの方が最初に写真を撮られるとのことです。この会議は公開されていますので、少しお待ちください。

<報道関係の写真撮影>

それでは、事務局から委員の出席状況、会議の成立、傍聴等について報告をお願いします。

○事務局(上田)

報告します。委員15名中、公益5名、労働者代表5名、使用者代表5名、計15名が出席しております。最低賃金審議会令第5条第2項の規定による定数を満たしており、本会議が成立していることを報告いたします。

また、本会議は公開となっており、傍聴公示を行ったところ、申し込みはございませんでした。

以上です。

○富山会長

それでは、議題1和歌山県最低賃金の改正決定について、審議をまいります。

今年度は、6月30日に和歌山労働局長から「和歌山県最低賃金の改正決定」について諮問をお受けして、和歌山県最低賃金専門部会に調査審議をお願いしていました。

部会では大変御熱心に審議いただき、意見が取りまとめられましたので、報告を受けることとします。

事務局は専門部会報告書を朗読してください。

<部会報告書写しを委員全員に配付>

<事務局が部会報告書を朗読>

○富山会長

ただ今、事務局の方からも報告していただきましたけれども、専門部会の審議経過について簡単に補足して説明させていただきます。

7月28日に第1回専門部会を開催して以降、8月1日、8月3日、8月4日、8月5日の5回にわたり全会一致を目指し審議をいたしました。全会一致には至りませんでした。

最終的には、今日の第5回専門部会において公益見解を示して採決を行いました。賛成5名、反対3名をもって結審した次第です。

ただ今の、専門部会報告について御意見はございませんでしょうか。

労働者側いかがでしょうか。使用者側いかがでしょうか。

<特に意見なし>

○富山会長

特に意見がないようでしたら、この部会報告をもとに当審議会としての意見の取りまとめを行います。

和歌山県最低賃金を、部会報告のとおり決定することについて、御意見ございますでしょうか。

特にございませんか。

○田中委員

この内容で良しとするか否とするかということなんですね。まず一つはその時よりもメンバーが増えてますんで、言わずもなかもわかりませんが、採決していただきたいのが一つと、それと最終、専門部会でこういう形になっているんですが、やはり危惧するのは企業の支払い能力です。

我が方として申し上げたいのは、企業の支払い能力という部分で、今、コロナの影響が相当回復しているところもあると言われてますけども、こういう最低賃金で就労されている方が多い業界においてはコロナの影響をまだ非常に受けております。それから、ここにも書かれておりますけども、原材料費の高騰等でそれが価格転嫁が十分されていないということで、企業の支払い能力について非常に厳しい中で、こういう形で上がったときに、確かに消費者物価指数が上がっているということを考えれば、消費者の方の生活を守るということで非常に大事なんですが、企業の支払い能力がついていくのかどうかということに危惧がありまして、そういう面におきましては上

がったけれど払えずに雇用がかえって萎むと、そういう危険性も考えられますので、そういうことも踏まえたうえで再度この場できっちり議論して採決をしていただければと思います。

それからもう一点、報告書の中に公益代表委員の見解として強く要望するということで、ここは今私が申し上げたような企業の賃金支払い能力を高めるための方策を強く要望するということなんですが、これってすみませんが、この要望を誰が受け止めて、そして誰がこの要望を実現するように取り組むのかということ、このことを教えてほしいなということで、すみませんが採決の点とそれからこの要望がどういう形になるのか、公益代表委員の見解がどういう形で反映されるのかということをお教えください。

○富山会長

まず、今回のこの報告書に対して意見、異議が出ましたので、これに対して採決という形になりますが、それから後、田中委員の意見としてはお聞きしておきますが、ここに出ている公益委員の見解ということは、今回全会一致に至らなかったもので、それで公益委員としては今回のことについて、こういうふうに政府に要望することという形になりますので、助成金にしても、今後の経営の強化についても、これを政府に対して要望するという形になります。

よろしいですか。

○田中委員

はい。

○富山会長

それでこの報告書に対して、ただ今異議が出されましたので、ここで報告書をそのまま採決したいと思いますがよろしいでしょうか。

<異議なし>

○富山会長

それでは採決に移ります。

部会報告書どおり決定することに賛成の委員は挙手お願いいたします。

<挙手 9 名>

○富山会長

はい。9名。

では、反対の方挙手お願いします。

<挙手5名>

○富山会長

はい。5名。

それでは、採決の結果、審議会令第5条第3項の規定に基づく出席委員の過半数の賛成により部会報告どおり決定されました。

次に、答申案について検討していただきます。

事務局は答申案を配付してください。

<答申案を各委員に配付>

<一部修正があるため修正した形で朗読、後ほど部会報告写しを再配付>

○富山会長

ただ今の答申案について、意見等ございますでしょうか。

○中島委員

先ほどの報告書のところで、気付かなかったのですが、答申の一番最後の段落のところで、「政府方針を踏まえて和歌山地方最低賃金審議会においても、できるだけ最低賃金は全国加重平均が1,000円以上になることを目指す」とって、政府は全国加重平均を1,000円以上を目指すといっているんですが、和歌山県としては、全国加重平均1,000円以上を目指す、それとも単体で1,000円以上を目指す。この文章を見ると、何かミクロの話からマクロの話、またミクロの話になってますけども、文章はこれでいいのでしょうか。

○富山会長

まずは全国加重平均1,000円以上ということから、それについては地域間の格差がありますので、隣接県との格差が広がらないように地域間格差の縮小に取り組むという、そういう趣旨です。

○中島委員

はい、ありがとうございます。

○富山会長

ほかに意見等はありませんでしょうか。

○田中委員

答申については先ほどの報告書のとおりなのですが、先ほども申し上げましたが、「強く要望する」の上二つですね、1,000円を超える加重平均ではなく、上二つの中小企業・小規模事業者の賃金支払いに關しての部分と経営力強化に關する部分、これを公益代表委員の見解として強く要望してくれるのは非常にありがたいことだと思いますので、これがきっちりできなかったら、使用者側だけではなく労働者側にとっても不幸になります。ですからこの要望を公益代表委員がきっちり言ってくださっているんで、重く受け止めて、国、労働局の方で対応していただきたいと思います。

○富山会長

ありがとうございます。

<局長挙手>

○富山会長

局長の方から。

○事務局（小島）

ありがとうございます。今御指摘のあった点については、まずは厚生労働本省において取り組んでいく事項と和歌山労働局において取り組む事項があるかと思います。重く受け止めております。

これについてはですね、行政として全力を尽くして対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○富山会長

ありがとうございます。

ほかに意見等ありませんでしょうか。

中島委員どうぞ。

○中島委員

専門部会の中でも議論があったかと思うのですが、できれば今田中委員がおっしゃいましたとおり、経営強化に関する取組というのを具体的に書いていただくと大変ありがたいかなと思ってございます。

○富山会長

これ、公益委員の見解として、専門部会でも大分議論しまして、こういう形になったので、これで進めたいと考えております。

<局長挙手>

○富山会長

局長お願いします。

○事務局（小島）

公益委員の御要望をもってですね、我々としてやるべきことを整理して、また改めて委員の皆様にもぜひ説明申し上げたいというふうに思っております。

○富山会長

どうもありがとうございます。

積極的な意見でありがとうございます。これから労働局の方としていろいろと努力していただけるということなので。

よろしいでしょうか。

<意見なし>

○富山会長

それではほかに意見もないようなので、答申文を局長にお渡ししたいと思いますので、事務局は準備をお願いします。

<答申文を会長から局長に手交>

<答申文写しを各委員に配付>

○富山会長

局長から御挨拶があるようですので、よろしくをお願いします。

○事務局（小島）

ただ今答申をいただきまして一言御挨拶を申し上げたいと思います。

富山会長を始め公労使の委員の皆様におかれましては、6月30日に和歌山県最低賃金の改正に係る諮問をさせていただいて以来、本日の会議を含め3回の審議会、5回の専門部会において集中的かつ大変精力的に様々な観点から真摯に御審議を賜り本日答申をいただきましたこと心よりお礼申し上げます。また、円滑な審議に御協力を賜り感謝申し上げます。今後この答申を踏まえまして速やかに必要な手続きを進めてまいりたいと思っております。

また各委員から御指摘のございました答申においての当局に対しての御要望、御指摘いただいた中小企業への支援等の合理化活用への促進でございますとか、下請取引の適正化など、和歌山労働局においても全力で取り組んでまいり所存でございます。

本日は誠にありがとうございます。

○富山会長

どうもありがとうございます。

それでは、答申に基づく今後の事務処理について事務局から説明をお願いします。

○事務局（上田）

御説明いたします。

まず、答申要旨の公示を本日付けで行います。異議申出の期間が15日であり、8月22日までとなります。

異議申出に対する異議審の日時は、先日第2回本審で御確認いただいたとおり、8月23日の午前10時からお願いいたします。

効力発生日については、官報掲載の持ち込みを8月23日中に行った場合、10月1日の発効となります。

以上よろしくお願いいたします。

○富山会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、まず8月23日の10時から異議審ということですが出席可能な方は挙手をお願いいたします。

<全員挙手>

○富山会長

全員出席可能ということですね。

それでは、異議審を8月23日10時からといたします。改めて文書で開催通知を行いますのでよろしくをお願いします。

次に、審議会令第6条7項の規定に基づく、和歌山県最低賃金専門部会の廃止について決議したいと思います。

これは、和歌山県最低賃金専門部会の任務が終了したときに、審議会の議決により廃止するというものです。県最賃専門部会の廃止に賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

○富山会長

ありがとうございます。

全会一致なので、県最賃専門部会を廃止することとします。

最後の議題、その他特にございますか。

<特になし>

○富山会長

よろしいですか。

特にないので、第3回の審議会を終了いたします。皆さん御苦勞様でした。ありがとうございました。

以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

(了)